

令和3年度 京都市立桂中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 生徒指導委員会（不登校・いじめ対策委員会）

〔構 成 員〕 校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、教育相談主任、各学年主任、生徒会本部チーフ、養護教諭、スクールカウンセラー、（総合育成支援教育主任）

〔役 割〕 未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証、役割等の周知など

〔開催時期〕 緊急時随時（緊急事案がないときは月1回、生徒指導委員会において実施する。）

〔内 容〕 ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
・生徒指導委員会での情報交換に基づき、いじめ対策・対応に特化して組織的な対応を検討し推進する。
・生徒指導委員会で、「いじめ事案」とであると判断されたらその対応を引き継ぎ、「組織」で問題解決まで被害、加害双方に対し指導、支援を行う。

〔周知方法〕 ・学校ホームページ、全校集会、保護者会、PTA 会議、学校運営協議会等で説明し、周知を図り理解と協力を得る。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

学習環境の整備

- ・本校では「図書館教育の充実」に取組み、読書センターとしての機能とともに、学習情報センターとしての機能も高める授業展開により、さらに幅広い言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成に努めることによりコミュニケーション能力を高めていく。そのことにより自分の考えや意思を的確に表現し、他者の思いも理解できる生徒の育成につながると考える。
- ・公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒が楽しくわかる授業づくりに努める。ただし「楽しく」とは単に楽しいととらえるのではなく、学習を通して得られる未知のことがらを知る喜びや楽しさであると理解するものである。

授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。そのために、
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・授業開始時には「学習のねらい」と「授業のガイダンス」を必ず提示し、終了時には「学習のまとめからねらいへ戻り目標を明らかにする」授業を行う。

道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより本校では教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。
- ・そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・平成26年度より、本校では、道徳副教材や文科省による私の道徳等の資料を活用し、より充実した生徒の心に響き、多様な考えを、より深く考える教材開発に取り組むものとしている。平成29年度以降は、「読み物資料」中心の授業から、「考える道徳」「話し合う道徳」の視点に立ったものとする。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動など、生徒が自主的・自発的に行う活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、学校・学年・学級などの集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自己有用感や自己肯定感を高め、自己実現につなげる指導を進める。
- ・生徒会・教職員・PTAが一体となって東北プロジェクトと称する「支援活動」「交流活動」を継続する。本校はH25年度より福島県いわき市の中学校との交流活動を通して、被災された東北の人々の現状や思い、願いを知り、他者を気遣い思いやる温かな心を育む取組を行っている。またH29年度も「忘れない」をキーワードに「ひまわりプロジェクト」等、継続的に支援と交流を続けていく。
- ・「生き方探究チャレンジ体験」や「ファイナンスパーク学習」、校内美化活動やクリーンキャンペーン（地域清掃活動と啓発活動）などさまざまな体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との連携を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。その中で地域との交流も含めて道徳心を育む。

生徒同士の絆づくり

- ・学校行事の様々な場面を通じ、学級や学年の集団作りを通じて、生徒自らが規範について考え、行動できる力を育てる。
- ・部活動については自主自立の精神のもと、生徒が主体となって、精神面・技術面・肉体面の研磨に集中できる環境をつくり、その中で一人一人の人間性を育てる。

(2) いじめの早期発見のための措置

日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・上記の行動や取組のために、教職員が高く鋭いアンテナを自らが持てるような資質向上のための研修会を年間4回実施する。

生徒に対する定期的な調査

- ・ 日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート、学級単位でのさまざまなアンケートや活動後の生徒による作文などを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ 「いじめはどこでも誰にでも起こり得ること」との認識を教職員・保護者・地域の大人に発信し、周知、啓発を行う。生徒・保護者・地域からの情報には早期に丁寧に対応し、教職員は決して一人で抱え込むことなく、学年や生徒指導部を中心に組織を活用し、早期発見・早期解決に最大限の努力を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・ 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。
- ・ 被害生徒を第一に考え、迅速かつ的確な措置を教職員が同じ歩調で協力して、問題解決に学校主導で解決に当たる。
- ・ いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ 校則の遵守を指導し、スマートフォンや携帯電話等の携帯端末の校内への持込み禁止を保護者と連携してすすめる。
- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ 個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて、情報収集と実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ 教科指導(社会科、技術・家庭科)の中で情報リテラシーを養い育てる。
- ・ P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じ保護者や地域への啓発活動を行う。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ 謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも『いじめに係る行為が止んでいること』『いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと』の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。
- ・ なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

予 防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない
観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてS C、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）への家庭訪問や、来校を促す等、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

内容

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、観察視点の多角化に努める。

実施時期

- ・校内研修会（夏季，秋季）でいじめ防止対策に関する研修を実施する。合わせて，生徒理解や生徒指導の在り方の研修を年間2回行う。また，定期的に生徒観察の視点点検を行い教職員相互で情報交換を各週1回程度定期的に行う。（補導係会）
- ・上記の各種調査・アンケート等が決して「カタチ」だけのものに終わらぬよう，生徒から寄せられた回答等から，生徒の悩みや思いの本質を見抜き，本質に迫れるような教職員集団であるよう，校長のリーダーシップを発揮する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信

- ・PTAの各種会議やなどにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、情報交換する場を設ける。
- ・いじめのもつ問題性や家庭環境の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的におこなう。

(2) 保護者への啓発、協同の取組

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章（通称：はぐくみ憲章）」を保護者・地域に広く周知し，共に子育てを進める観点を啓発していく。
- ・上記のさまざまな機会を捉え，「いじめ防止対策推進法」の趣旨を保護者・地域に広く周知し，いじめ解消が保護者の理解・協力なしには進まないことの理解を広める。具体的には，『いじめられていないか？』と同等，『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声掛けを生み出していけるようにする。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- ・重大事態への対処については，いじめ防止対策推進法等を踏まえ，教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を教育委員会に報告するとともに，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け，質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・また，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・これまでの本校が経験した補導非行問題やいじめに特化された問題行動において対応してきた経験値や的確で効果のあった対応や，さまざまな資料等により蓄積してきたノウハウを発揮し，校長をリーダーとする対応チームを組織していく。

6 年間計画（予定）

*新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、年間計画や内容については、変更の可能性あります。ご了承ください。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの 確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生歓迎会 ・生徒会目安 BOX 設置 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有 ・家庭訪問アンケート	・学校説明会で 保護者啓発 ・授業参観 ・学級懇談会 ・学校運営協議 会 or 学校評議 会①
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について 【1・2年】校外学習	・教育相談アンケート ・教育相談の実施①	・家庭訪問週間 ・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 【1年】ケータイ教室 【2年】非行防止教室 【3年】修学旅行	・第1回記名式いじめアンケートの実施、 学年集約と共有	・休日参観 ・学年懇談会 ・道徳公開授業
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・夏季学習会 ・学年集会	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	・夏休み明け集会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、 組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・文化祭、体育大会に向けて ・体育大会	・いじめに関するアンケート	

10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」	・文化祭 ・合唱コンクールに向けて ・合唱コンクール	・教育相談アンケート ・教育相談の実施② (3年進路相談)	・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会 or 学校評議会②
	◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」			
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」	・小中児童生徒会交流会 ・小中部活動体験	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・小中連携授業参観 ・学年集会 【2年】職場体験	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	【3年】薬物乱用防止教室	・いじめに関するアンケート	・学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会 or 学校評議会③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。

※ いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を示し、実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。